

公 告

令和8年(2026年)8月27日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	129
(2) 件 名	背負式消火水のう購入（危機管理課）
(3) 納入場所	真庭市役所本庁舎
(4) 納入期限	令和 8年12月18日
(5) 仕様等	背負式消火水のう 37セット ※詳細は別紙仕様書のとおり。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表
	議会の議決を要するための仮契約：不要

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	別紙「真庭市条件付一般競争入札公告共通事項」のとお
(2) 参加資格業種	消防備品類《消防用機器》 ※入札参加資格有資格者名簿に登録されている者
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所は契約を委任されている者
(4) その他	法令等により必要とする許認可を受けている者

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日 から 令和 8年 9月 9日 16時00分 まで
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、事前に財産活用課へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 9月 2日 12時00分 まで
(4) 質問方法	質問は任意様式で作成し、(5)質問書提出先へメールで行うものとする。 ※参考型番以外の同等品により入札する場合は、購入担当課の確認を受けること。
(5) 質問書提出先	危機管理課 【アドレス】kikikanri@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 9月 9日 16時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、危機管理課へ連絡すること。)

4 入札・開札に関する事項

(1) 入札書提出期限	令和 8年 9月 9日 16時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「入札内訳書(任意様式)」を添付のうえ、持参もしくは郵送すること。
(2) 開札執行日時	令和 8年 9月10日 9時00分
(3) 開札執行場所	真庭市役所本庁舎 3 階 総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表。

5 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

6 問い合わせ先

(1) 入札及び契約手続きに関する事項（契約担当課）

真庭市 財産活用課

[TEL] 0867-42-1174 [FAX] 0867-42-1119

(2) 調達物品に関する事項（購入担当課）

真庭市 危機管理課

[TEL] 0867-42-1126 [FAX] 0867-42-1119

背負式消火水のう仕様書（山火事予防総合対策事業）

第1． 総則

- （1）本仕様書は、真庭市が令和8年度に整備する背負式消火水のうについて定めるもので、消防活動が円滑に機能し得るものであること。
- （2）本製品は、この仕様をすべて満足するものでなければならない。

第2． 仕様

（1） 品名・数量

背負式消火水のう 37基

【参考型番】 芦森工業㈱ジェットシューターSⅡ ※同等品以上

（2） 規格

背負いバンド付水袋、手動式ポンプ及びホースから構成されるものであること。

（3） 諸元は以下のとおりとする。

・構造及び性能

〔1〕 水袋は、次に定めるところによること。

（ア） 重量は、1.5kg以下であること。

（イ） 容量は、18ℓ±5%であること。

（ウ） 構造は、内部を三層に仕切り、横揺れを防止できること。

（エ） 材質は、ナイロン繊維の織布を基布とし、その表裏に合成ゴム引き加工が施されているもの（以下「ゴム引き」という）とし、以下の性能を有すること。

① 引張強度は、縦 1.6KN/3cm 以上、横 1.4KN/3cm 以上であること。

② 引裂強度は、縦横ともに 130N 以上であること。

③ 耐水圧は、0.3MPa の圧力を 3 分間加えた場合に、異常が生じないものであること。

④ ゴム引き加工は、ゴムが基布に均一に密着し、かつ、容易に剥離しないものであること。

（オ） 水袋の性能は次によること。

① 水袋の水密性は、水袋に 0.02MPa のエアを注入することにより確認し、破裂、エア漏れ等の異常が生じないものであること。

② 水袋の耐衝撃性は、水袋に 18ℓの水を入れ、高さ 2 m の位置から地面に落下させた場合に、破裂、水漏れ等の異状が生じないものであること。

（カ） 水袋の給水口は次によること。

① 給水口の口径は 70 mm 以上であり、水袋を背負って立ったまま容易に給水ができること。

② 給水口の内部には、合成繊維で作られた着脱できるストレーナーを設けること。

- ③ 給水口には、ネジ式の蓋で完全に密閉できること。
- ④ 給水口はネジ山の破損を防ぐため、座、蓋ともに金属製であること。
- (キ) 水袋の背負いバンドは次によること。
 - ① 肩パット部は、概ね6 cm以上の幅を有するとともに、バンド部は十分な強度を有するものであること。
 - ② 背負バンドと水袋との接続部は、離脱、引き裂き等が生ずることがないように十分な強度を有する措置されていること。
 - ③ 背負バンドは長さ調節可能なこと。
- (ク) 肩パットは次によること。
 - ① 肩パットにはカラビナや小物を取付可能とするため、等間隔のループを設けること。
 - ② ループは5段の仕切りを設ける構造であること。
- (ケ) 腰ベルトは次によること。
 - ① 水のうを背負ったときに安定するよう、水袋には腰ベルトを取り付けられる構造であること。
 - ② 腰ベルトは任意のベルトを取り付けられる構造であること。
- (コ) ハンドポンプ固定部は次によること。
 - ① 水のうを背負って移動する際、両手が使えるようハンドポンプ固定部を2箇所所有すること。
- [2] ハンドポンプは、次に定めるところによること。
 - (ア) 重量は、1.2 kg 以下であること。
 - (イ) 1回のストロークに於いて70 cc以上の放水能力があること。
 - (ウ) 直状放水で放水射程10m以上の性能を有するものであること。
 - (エ) 直状放水から噴霧放水までの切替の操作が円滑に行われ、かつ、放射の際に水漏れその他の障害が生じないものであること。
 - (オ) 噴霧放水は中抜けにならず、1 m先の直径1 mの標的に対して、その円内に均等に放射できること。
 - (カ) ポンプ及びノズルは、耐蝕性を有する材料で作られていること。
 - (キ) 材質は真鍮製とし、メッキ加工が施されていること。
 - (ク) 放水時、体力の消耗を軽減するためハンドポンプを引くときのみ水が出る構造となっていること。
- [3] ホースは、次に定めるところによること。
 - (ア) 耐久性を有するゴム製であること。
 - (イ) 長さは、概ね1 mであること。
 - (ウ) ホースとハンドポンプ及び水袋との接続部は、ホースバンドにて強固に取り付けられていること。

第3. その他

- (1) 保証期間は、納入日から1年間とする。保証期間以後において製品不良に起因する不都合が生じた場合は、部品の取り替え又は修理を無償にて行うこと。
- (2) その他不明な点については危機管理課と協議の上、了承を得ることとする。
- (3) 納入期日 : 令和8年12月18日(金)
- (4) 納入場所 : 真庭市役所本庁舎